

秦 野 市 教 育 大 綱



秦 野 市

秦野市教育大綱

1 教育目標

- (1) 生命や人権を尊重し、平和を愛する豊かな心を持つ人
- (2) 人や自然との共生・共存を大切にする人
- (3) 心身ともに健康で希望を持ち、夢の実現に向けてたくましく生きる人
- (4) 郷土の歴史や文化を尊重し、新しい文化を創造する人
- (5) 公共の精神を尊ぶとともに、自ら学び、考え、行動する人

2 目指す教育の姿

- (1) 乳幼児期から義務教育段階終了までの一貫した教育活動の推進
- (2) 誰もが輝く、生涯学習社会構築の推進

3 基本方針

- (1) 全てのこどもたちの可能性を引き出す新たな学びのスタイルにより、こどもたちの「生きる力」を育みます
- (2) ふるさと秦野への誇りと愛着を育む学び舎づくりを推進します
- (3) こどもたちが安心して学ぶことのできる学習環境と質の高い教育を具現化する教育環境を整備します
- (4) 市民の誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり学び続けることのできる環境づくりを推進します
- (5) 地域の歴史的、文化的な資源を生かし、市民一人ひとりの郷土に親しむ心を育みます

4 対象とする期間

令和8年度（2026年度）から12年度（2030年度）までの5年間

令和8年3月

秦野市長 高橋 昌和

目 次

第1章 策定に当たって

- 1 趣旨 . . . |
- 2 位置付け . . . |
- 3 対象とする期間 . . . |
- 4 教育目標の継承と考え方 . . . |

第2章 目指す教育の姿

- 1 乳幼児期から義務教育段階終了までの一貫した教育活動の推進 . 3
- 2 誰もが輝く、生涯学習社会構築の推進 . . 5

第3章 5つの方針

- 1 全てのこどもたちの可能性を引き出す新たな学びのスタイルにより、
こどもたちの「生きる力」を育みます . . 6
- 2 ふるさと秦野への誇りと愛着を育む学び舎づくりを推進します . . 6
- 3 こどもたちが安心して学ぶことのできる学習環境と質の高い教育を
具現化する教育環境を整備します . . 6
- 4 市民の誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり
学び続けることのできる環境づくりを推進します . . 7
- 5 地域の歴史的、文化的な資源を生かし、市民一人ひとりの郷土に
親しむ心を育みます . . 7

第Ⅰ章 策定に当たって

Ⅰ 趣 旨

秦野市教育大綱（以下「教育大綱」という。）は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第Ⅰ条のⅢの規定において首長にその策定が義務付けられています。

これまで、教育大綱により、本市の教育行政における地域住民の意向のより一層の反映と、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ってきましたが、その対象期間が満了となることから、総合教育会議での協議を経て、新たに教育大綱を策定いたしました。

Ⅱ 位置付け

教育大綱は、今後5年間の方向性を明確にするため、教育振興基本計画の「目指す教育の姿」及び「基本方針」と一致させるとともに、総合計画との整合を図り、市と教育委員会が一体となって教育施策を推進することで、教育の安定性と継続性を担保し、教育目標の実現を目指します。

Ⅲ 対象とする期間

令和8年度（2026年度）から12年度（2030年度）までの5年間とします。

ただし、国、県及び社会情勢の動向など、教育環境の変化を的確に捉え、改善や見直しの必要が生じた際は、適宜見直しを行います。

Ⅳ 教育目標の継承と考え方

本市の教育目標は平成21年3月27日に30年ぶりに改訂し、教育基本法改正や学習指導要領の改訂、国際化、情報化等の社会の動向と教育に対する時代のニーズの変化等の内容や状況を酌み取りながら、秦野市民憲章の理念を盛り込むことを念頭に置き定められたものです。

近年では、新型コロナウイルスの拡大、少子化や人口減少、DX¹の進展、いじめや不登校、特別な支援を必要とするこどもの増加など、学校を取り巻く環境は変わり、教育のあり方にも大きな変化が生じました。

このようなVUCA²の時代と言われる中でも、「時代を超えて変わらない価値のあるもの」があり、本市で掲げる「教育目標」も普遍的なものと捉え、引き継ぐものとします。

一方で、日々変化する社会情勢を適切に捉えることも重要であるため、「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」にも柔軟に対応していきます。ますます、グローバル化やデジタル化が進み、将来の予測が困難な時代になる中、これからの社会の変化を展望し、インクルーシブ社会³の実現に向け、多様な価値観を認め、個性を大切にするとともに、制度や枠組みに捉われず、教育のあり方について見直しを図っていき、教育における「不易」と「流行」を見極めながら、本市の教育行政の推進に取り組んでいくものとします。

¹DX：デジタルトランスフォーメーションの略、新しいデジタル技術を使って、これまでの仕組みややり方をより便利に、わかりやすく変えていくこと。

²VUCA：現代社会の特徴を表す言葉で、V（Volatility）変動性、U（Uncertainty）不確実性、C（Complexity）複雑性、A（Ambiguity）曖昧性の4つの英語の頭文字を組み合わせたもの。

³インクルーシブ教育：全てのこどもが同じ場で共に学び共に育つことを目指す考え方。

第2章 目指す教育の姿

Ⅰ 乳幼児期から義務教育段階終了までの一貫した教育活動の推進

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育成することが求められています。また、平成29年の学習指導要領の改訂において、幼稚園教育要領等⁴及び小学校学習指導要領では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」⁵を踏まえ、幼児期の学びを児童期の学びにつなぐ幼小連携の重要性が示されました。

本市では、平成23年度から全市的な取組として園小中一貫教育を推進し、中学校区ごとに「めざすこども像」を共有しながら、地域の特色を生かした育ちと学びの連続性のある教育活動を行ってきました。その後も、学びの連続性確保のための一貫したカリキュラムである「秦野ふるさと科（仮称）⁶」の創設、一元的・一体的な学校運営を視野に入れながら、「学びの基盤プロジェクト」による学力向上に取り組んできました。

特に、重要施策となっている教育水準の改善・向上の実現を目指し、義務教育9年間を連続した教育課程として捉えた、学びの連続性の確保が重要となってくることから、今後の園小中一貫に係る教育課程の編成に向けた指針、育ちと学びをつなぐ架け橋期のカリキュラム手引書に基づき、取組を進めています。

⁴ 幼稚園教育要領等：幼児教育・保育施設における3つの基準書の「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を指す。この3つの基準書は平成29年3月31日に同時改訂され、平成30年4月1日より同時施行された。改訂に当たっては、就学前児童を取り巻く教育と保育の整合を図り、「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を統一した内容が組み込まれている。

⁵ 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿：幼稚園教育要領等において重要なポイントとして位置付けられた方向性。「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然とのかかわり・生命尊重」「数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」の10項目で整理されている。

⁶ 秦野ふるさと科（仮称）：ふるさと秦野を愛するこどもたちを育むため、自然や歴史、平和学習など、秦野ならではの学びを9年間系統立てて学習する本市独自のカリキュラム。

今後はこれまで10年以上にわたり推進してきた本市特有の園小中一貫教育を、新たに「はだのメソッド⁷」として定義し、更にその先のステージへと進展させます。

具体的には、健全な心身の基礎を培う乳幼児期における家庭での子育て・教育を支え、家庭から地域・学校へとつなげる支援に取り組むとともに、公私園種の枠を超えた園小の接続・連携強化と義務教育学校⁸や小中一貫校⁹の設立に向けて、更なる小中一貫教育を推進することにより、ウェルビーイング¹⁰が高い共生社会の創造に向け、「生きる力」を育てていきます。

・

2 誰もが輝く、生涯学習社会構築の推進

中央教育審議会の答申（平成20年2月19日「新しい時代を切り開く生涯学習の振興方針について～知の循環型社会の構築を目指して～」）において挙げられる「知の循環型社会」について、本市では、一人ひとりの生涯を通じた学習を支援し、その成果を地域社会における様々な教育活動に生かすことによって新たな学習需要が生まれ、社会全体の活力を持続させるものとしてその実現を目指してきました。

その後の答申（平成30年12月21日「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策」）において、地域における社会教育は、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものであるため、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を担うものとされ、さらにその後、令和5年3月8日には「今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項）について」として、地域の学びと実践プラットフォームの構築が打ち出されました。

⁷ はだのメソッド：公私園種の枠を超えた園小の接続・連携強化と義務教育学校等の設置を見据えた更なる小中一貫教育を推進する取組。

⁸ 義務教育学校：小学校課程から中学校課程までの義務教育を一貫して行う学校。

⁹ 小中一貫校：組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を行う学校

¹⁰ ウェルビーイング：誰もが心身ともに健やかで、社会とのつながりを感じながら、自分らしく学び・働き・暮らしていける幸福な状態。

このような視点は、国の第4期教育振興基本計画においても基本方針の一つとして引き継がれ、「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」として示されています。

本市では、国の議論を取り入れ、個々の「生きる力」を伸ばすことが、市民一人ひとりの豊かな人生につながり、持続可能な社会を創り出すものと捉えました。そして、「生きる力」の基礎を築く乳幼児期の家庭教育を含め、地域や家庭で共に学び支えあうことを支援し、誰もが輝く暮らしよい都市を目指して生涯学習社会の構築を推進します。

第3章 5つの方針

《基本方針1》

全てのこどもたちの可能性を引き出す新たな学びのスタイルにより、こどもたちの「生きる力」を育みます

目まぐるしく変化する予測困難な社会を生き抜くため、こどもの「今」を主眼に置き、自ら考えて行動できるよう、一人ひとりの「非認知能力¹¹」を高めるとともに、多様な個人それぞれが、幸せや生きがいを感じられるよう、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。また、これまで推進してきた、はだのメソッドによる一貫教育の推進により、教育水準の改善・向上を図るとともに、こどもたちの「生きる力」を育みます。

《基本方針2》

ふるさと秦野への誇りと愛着を育む学び舎づくりを推進します

こどもたちの健やかな成長のためには、学校・家庭・地域が相互に連携し、社会全体で取り組むことが不可欠です。

こどもの頃の学校・家庭・地域における体験は、将来の資質や能力の基盤となります。また、教育を通じて、こどもだけではなく、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることから、市全体で「秦野プライド」の醸成を高め、地域資源を生かした教育活動を拡充するため、地域全体で共に学びあい、育ちあう活力あるコミュニティの構築を図り、ふるさと秦野への誇りと愛着を育む学び舎づくりを推進します。

《基本方針3》

こどもたちが安心して学ぶことのできる学習環境と質の高い教育を具現化する教育環境を整備します

¹¹ 非認知能力：自己効力感や協調性といった学習意欲を支える力。

こどもたちが快適で安全・安心に学校生活を送れるよう、学校施設及び設備の計画的な改修等を進めるとともに、国のGIGAスクール構想に基づく学校のICT化や小・中学校の施設一体化など、教育を取り巻く社会情勢等の変化を見据えた教育環境の整備に取り組みます。

また、教職員の人材育成・確保策を講じるとともに、学校における働き方改革に向けた環境整備と意識改革に取り組み、児童生徒と向きあう時間の確保、学校の組織力・マネジメント力の強化を図ります。

《基本方針4》

市民の誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり学び続けることのできる環境づくりを推進します

市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、誰もが生きがいを持ち、学び続けることのできる機会を提供することが求められています。

地域や家庭で共に学び支えあう機会や場を提供するとともに、現代的課題や地域学習といった多様な学習機会の提供など市民の生涯を通じた学習を支援し、その成果を個人の生活や地域で生かせる環境づくりを推進します。また、快適な学習環境を提供するため、社会教育施設の計画的な改修等を図ります。

《基本方針5》

地域の歴史的、文化的な資源を生かし、市民一人ひとりの郷土に親しむ心を育みます

郷土の歴史的文化遺産や伝統文化を後世に引き継ぎ、本市の魅力として効果的に発信するため、地域に所在する歴史文化資源の適正な管理と保存・活用を図ります。また、市民の歴史文化に対する理解を深めるため、文化財や市の歴史全般に関する情報発信と学習機会を提供する場である「はだの歴史博物館」を拠点に、幅広い事業を展開し、市民一人ひとりの郷土に親しむ心を育みます。

秦野市教育大綱

令和 8 年（2026 年）3 月発行

編集発行 秦野市教育部教育総務課

秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

T E L 0463 - 82 - 5111（代表）

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/>